ーより良い区へ私たちの明日のためにー

区税ガイドブック

令和８年度版



板橋区
ITABASHI

目次

令和8年度　住民税の主な改正について 1
- 給与所得控除の見直し ---------- 1
- 各種控除に関する所得要件額の引き上げ ---------- 1
- 特定親族特別控除の創設 ---------- 2

第1章　税の種類と役割 3
- 税の種類 ---------- 3

第2章　住民税 5
- 住民税とは ---------- 5
- 住民税の申告 ---------- 6
- 住民税の申告と納付の流れ ---------- 7
- 住民税の計算方法 ---------- 10
- 住民税の所得 ---------- 11
- 所得控除 ---------- 15
- 税率と特例 ---------- 22
- 税額控除 ---------- 25
- 住民税の税額計算例 ---------- 29
- コラム｜住民税と所得税 ---------- 30
- 住民税の減免 ---------- 33

第3章　軽自動車税 34
- 軽自動車税とは ---------- 34
- 軽自動車税の税率 ---------- 34
- 各種手続き場所 ---------- 36
- 原動機付自転車、小型特殊自動車の手続きに必要なもの ---------- 37
- 軽自動車税の減免 ---------- 38

第4章　その他の区税 39
- 特別区たばこ税 ---------- 39
- 特別区たばこ税の税率（1,000本あたり） ---------- 39
- 1本あたりのたばこ税 ---------- 39
- 入湯税 ---------- 40
- 特別区たばこ税と入湯税の電子申告 ---------- 40

第5章　納税について 41
■　特別区民税・都民税・森林環境税の納税 ----------41
■　軽自動車税の納税 ---------- 43
■　延滞金 ---------- 44
■　納付相談 ---------- 44
■　特別区税の納期限 ---------- 45

第6章　税の証明書 46
■　特別区民税・都民税・森林環境税の証明書 ---------- 46
■　軽自動車税納税証明書 ---------- 47
■　税の証明書の申請場所 ---------- 48
■　コンビニエンスストアでの税の証明書発行（コンビニ交付サービス） ---------- 48
■　住民税の証明書のオンライン申請・郵送請求 ---------- 49

第7章　Q&A 51

巻末　窓口のご案内 53

令和8年度　住民税の主な改正について

地方税法の一部改正により、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応として、次の3点の改正が行われました。

① 給与所得控除の見直し
② 各種控除に関する所得要件額の引き上げ
③ 特定親族特別控除の創設

■ 給与所得控除の見直し

給与所得者に適用される給与所得控除について、最低保障額が55万円から65万円に引き上げられました。

給与収入金額	改正前の給与所得控除額	改正後の給与所得控除額
162万5千円以下	55万円	65万円
162万5千円超180万円以下	給与収入金額×40%－10万円	
180万円超190万円以下	給与収入金額×30%+8万円	
190万円超360万円以下	給与収入金額×30%+8万円	改正なし
360万円超660万円以下	給与収入金額×20%+44万円	
660万円超850万円以下	給与収入金額×10%+110万円	
850万円超	195万円	

給与所得控除の改正に伴い、家内労働者の事業所得の所得計算の特例についても、必要経費に算入する金額の最低保障額が55万円から65万円に引き上げられました。

■ 各種控除に関する所得要件額の引き上げ

扶養控除等の所得要件について、次のとおり引き上げられました。

	改正前	改正後
同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額の要件	48万円以下	58万円以下
ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等の要件	48万円以下	
勤労学生の合計所得金額の要件	75万円以下	85万円以下

■ 特定親族特別控除の創設

納税義務者が、生計を一にする19歳以上23歳未満の親族（その納税義務者の配偶者及び青色事業専従者等を除く。合計所得金額が58万円超123万円以下の者。以下「特定親族」という。）を有する場合には、所得控除として、特定親族1人につき次の特定親族特別控除額を控除します。

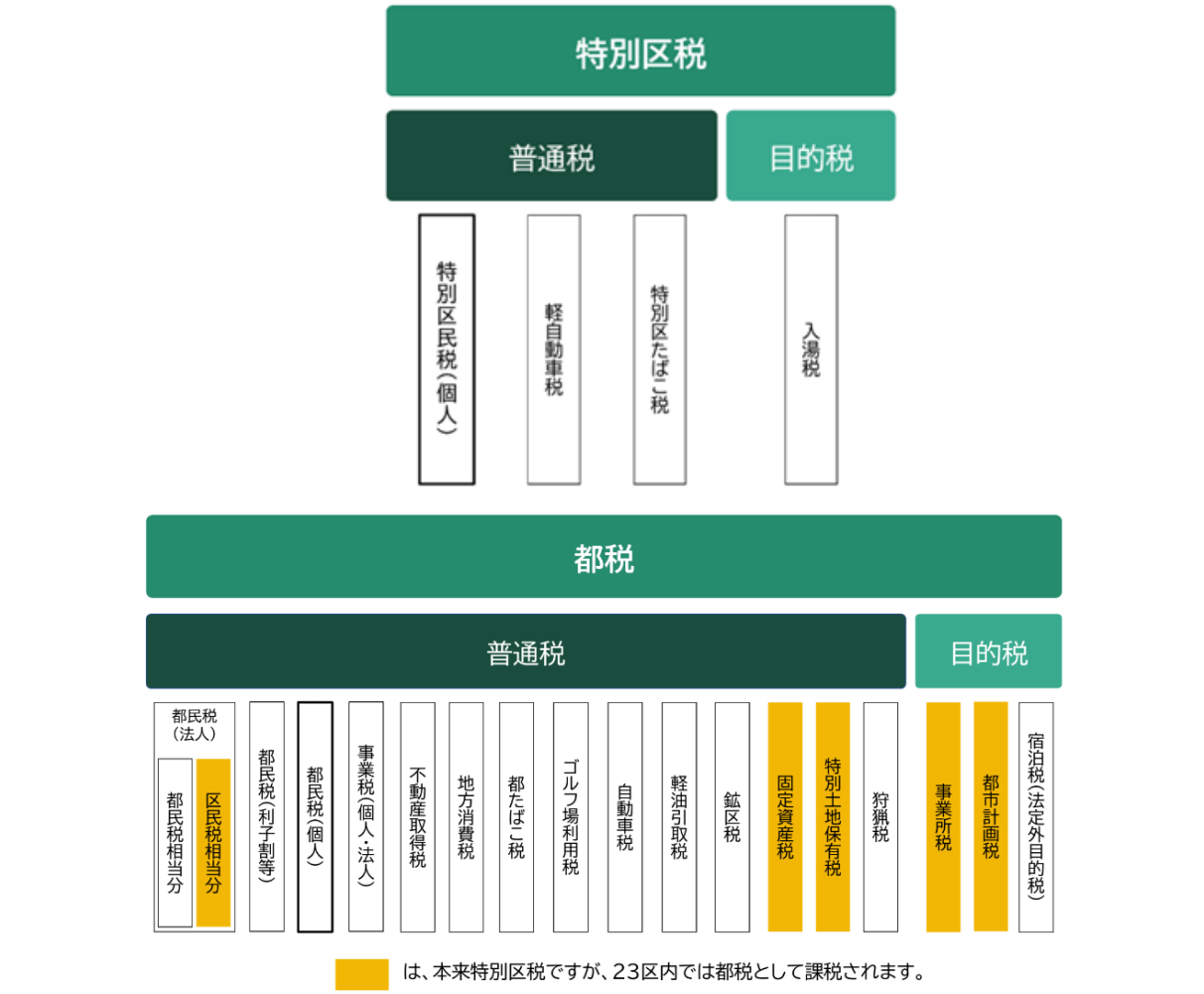
特定親族の合計所得金額	特定親族特別控除額
58万円超95万円以下	45万円
95万円超100万円以下	41万円
100万円超105万円以下	31万円
105万円超110万円以下	21万円
110万円超115万円以下	11万円
115万円超120万円以下	6万円
120万円超123万円以下	3万円
123万円超	0円

第1章　税の種類と役割

■　税の種類

板橋区に納める税金を「特別区税」、東京都に納める税金を「都税」、これらをまとめて「地方税」といいます。また、国に納める税金を「国税」といいます。

地方税のうち、一般的な財源にあてられる税金を「普通税」、特定の目的にあてられる税金を「目的税」といいます。地方税や国税には、次のような税目があります。

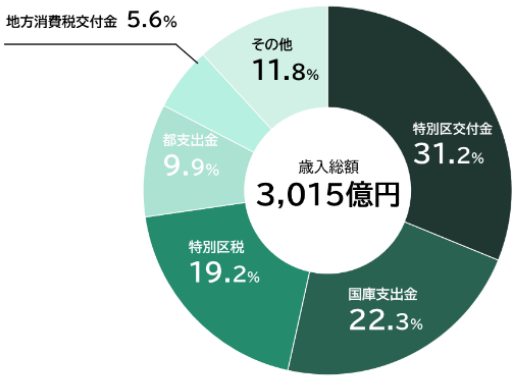


※1 令和元年9月30日までに開始する事業年度に課税
※2 令和元年10月1日以後に開始する事業年度から課税

板橋区の財政状況

　特別区税は、区の収入の約2割を占める自主財源で、区民の皆様の要望に最もふさわしい仕事を行うのに重要な役割を担っています。

1　令和8度板橋区歳入状況（予算）

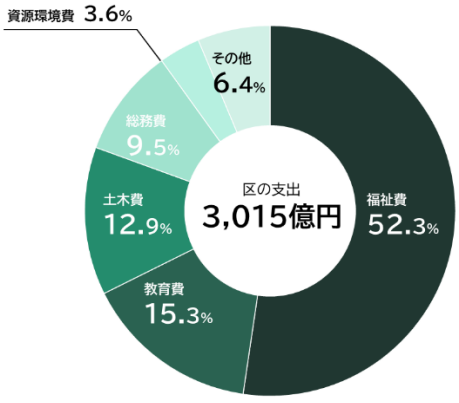


特別区交付金　　都と区で分配している法人住民税や固定資産税などです。
国庫支出金　　区の事務に対して国から交付される負担金や補助金などです。
特別区税　　令和8年度当初予算額は、約579億6,600万円です。

内訳は次のとおりです。

特別区民税	特別区たばこ税	軽自動車税
537億4,702万円	39億213万円	3億1,649万円

2　令和8度板橋区歳出状況（予算）



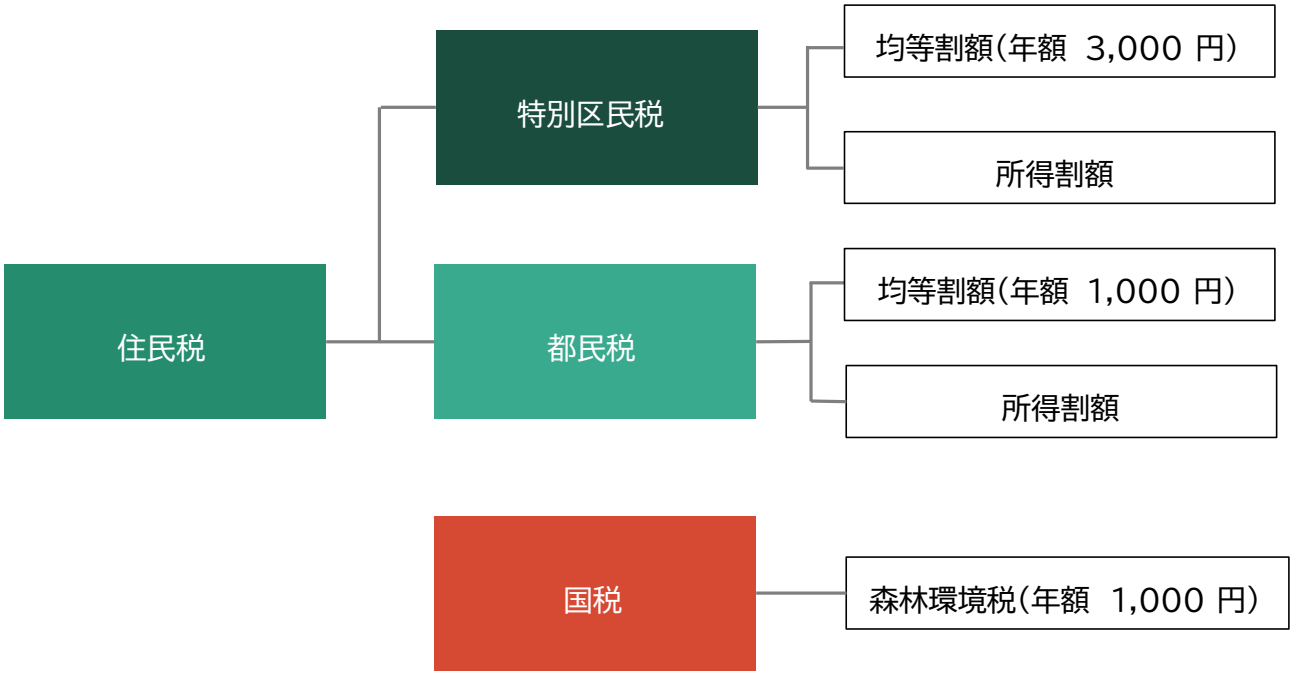
福祉費　　子どもたち、障がいのある方、所得が少ない方などのために
教育費　　学校、幼稚園などの教育関係に
総務費　　まちの行事、防災、集会施設、区役所の管理などに
土木費　　道路・公園、緑化の推進、都市の整備などに
資源環境費　　ごみの収集・運搬、リサイクルの推進などに

第2章　住民税

■　住民税とは

　個人に対して課税される特別区民税と都民税をあわせて、一般的に個人住民税と呼びます。この章では、個人住民税を住民税と表記しています。住民税は自治体が行う身近な行政サービスに必要な経費を、住民にその能力（担税力）に応じて広く分担してもらうものです。

　住民税は、毎年1月1日に住民基本台帳に登録のある自治体が、前年の1月から12月の所得をもとに課税及び徴収します。住民税は、一定の所得を超える方が均等に負担する均等割と、その所得金額によって算出する所得割で構成されています。また、森林の整備及びその促進に関する施策の財源として、令和6年度から、森林環境税が住民税と合わせて課税及び徴収されています。



　なお、板橋区に住民基本台帳の登録がない場合でも、区内に事務所・事業所等を持つ方には均等割が課税されます。

■ 住民税の申告

次に該当する方は、毎年3月15日までに本庁舎窓口、郵送又は電子申告システムで申告しなければなりません。

①給与所得者で次に該当する方

ア　前年中に退職、就職した方

イ　給与所得のほかに所得のあった方

ウ　雑損控除、医療費控除等を受けようとする方

②板橋区に事業所や家屋敷を有する方で、板橋区外に住所のある方

電子申告ができるようになりました

令和8年度分住民税申告から、スマートフォンやパソコンから、eLTAX（エルタックス）（地方税ポータルシステム）による電子申告ができるようになりました。

マイナンバーカードから読み取った情報をもとに、画面の指示に従って必要情報の入力や書類を添付するだけで申告することができます。

eLTAX（エルタックス） 個人住民税電子申告システム
https://individual-resident-tax.services.eltax.lta.go.jp/lt2-web-portal-top-direct?riyoCd=RGO0229000

電子申告システム

なお、以下に該当する場合は、申告は不要です。

①給与所得者で他に所得がなく、勤務先から区に給与支払報告書が提出されている方

②確定申告書を税務署に提出する方

収入のなかった方も申告を

所得税の場合、収入のなかった方（所得税のかからない方）などは、申告が不要となります。

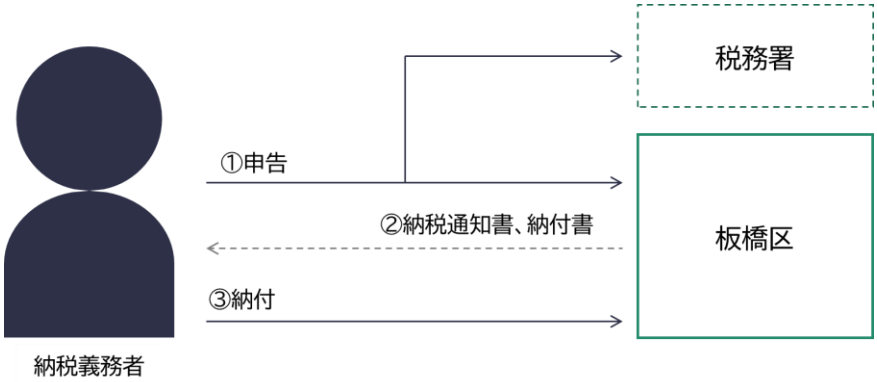
住民税の場合、国民健康保険や後期高齢医療制度、介護保険の保険料等の算定資料や各種サービスを受けるための資格審査資料となるため、収入のなかった方でも申告をお願いしています。また、扶養者の勤務先や官公署等で、所得額記載の非課税証明書などを必要とする方も申告をお願いします。

■ 住民税の申告と納付の流れ

住民税の徴収方法は、「普通徴収」、「給与からの特別徴収（以下、「特別徴収」という。）」、「公的年金等からの特別徴収（以下、「年金特別徴収」という。）」の3つがあります。

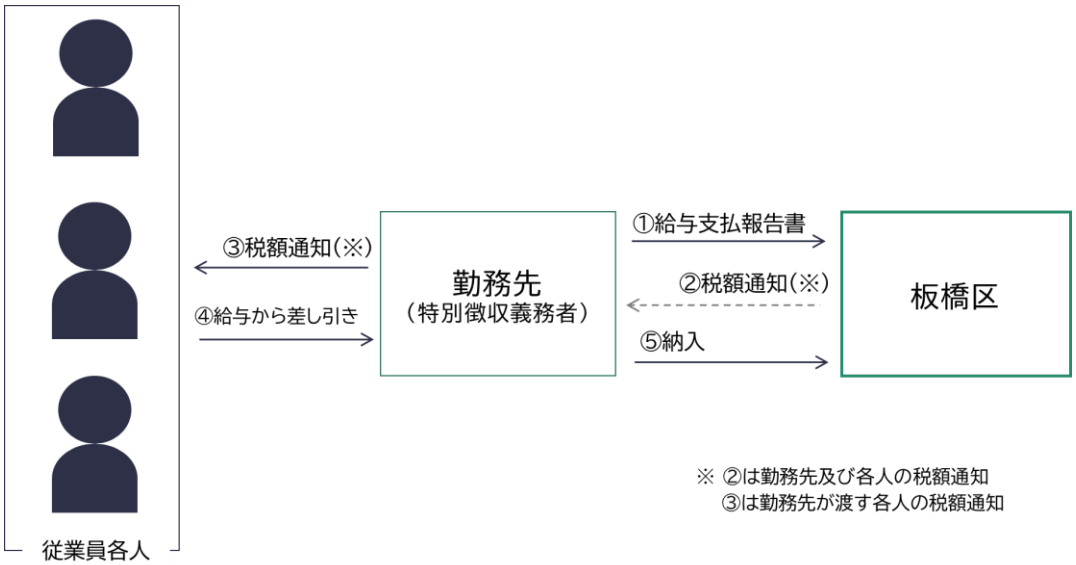
(1)普通徴収の場合

普通徴収は、自営業などの方が対象となります。板橋区は、申告内容や課税資料等をもとに税額を決定し、住民税が課税される方のみ6月10日頃に納税通知書を送付します。普通徴収の場合は、4回（期）に分けて納税義務者本人が納付します。納期限は6月、8月、10月、翌年1月末になります。



(2)特別徴収の場合

特別徴収は、会社などにお勤めの方が対象となります。特別徴収の場合は、勤務先から給与支払報告書が提出されますので、原則、ご本人からの申告は不要となります。板橋区は、提出された給与支払報告書の内容をもとに税額を決定し、勤務先へ毎年5月中旬頃に税額決定通知書を従業員各人に配付する分も含めて、郵送又は電子で送付します。決定した住民税は従業員本人が納付するのではなく、勤務先が毎月の給与から差し引き、6月から翌年5月にかけて12回に分けて納入します。納期限は翌月10日で、区にまとめて納入します。



※ ②は勤務先及び各人の税額通知
③は勤務先が渡す各人の税額通知

退職した場合の住民税

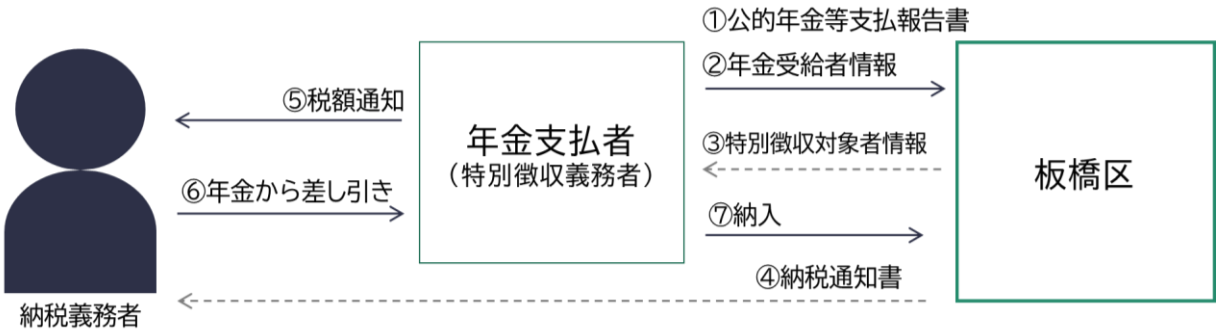
給与からの特別徴収の対象となっている従業員が退職し、給与の支払いを受けなくなった場合には、その翌月以降特別徴収することができません。したがって、次の場合を除き、普通徴収の方法により住民税を納めていただくことになります。

① 退職した従業員が他の会社に就職し、新しい会社で引き続き特別徴収することを申し出た場合
② 6月1日から12月31日までの間に退職した従業員で、残りの税額を退職手当などからまとめて特別徴収されることを申し出た場合

注：翌年1月1日から4月30日までの間に退職した従業員は、本人からの申し出がなくても、原則、退職する会社の給与又は退職金から残りの税額を一括で納めていただきます。（①に該当する場合を除く）

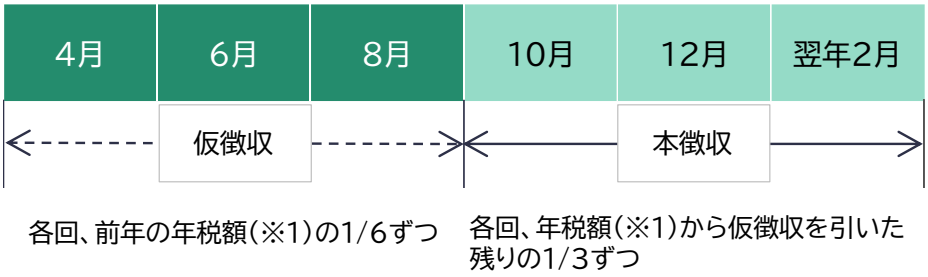
(3)年金特別徴収の場合

年金特別徴収は、4月1日現在、老齢基礎年金などを受給している65歳以上の方が対象となります。ただし、老齢基礎年金などの年額が18万円未満の方、公的年金からの特別徴収額が老齢基礎年金などの給付額を超える方、介護保険料が特別徴収の対象でない方は年金特別徴収の対象外となります。普通徴収と同じく、住民税が課税される方のみ納税通知書を送付します。また、別途年金支払者から税額通知がされます。年金特別徴収の場合は、4月、6月、8月、10月、12月、翌年2月の6回に分けて納付します。

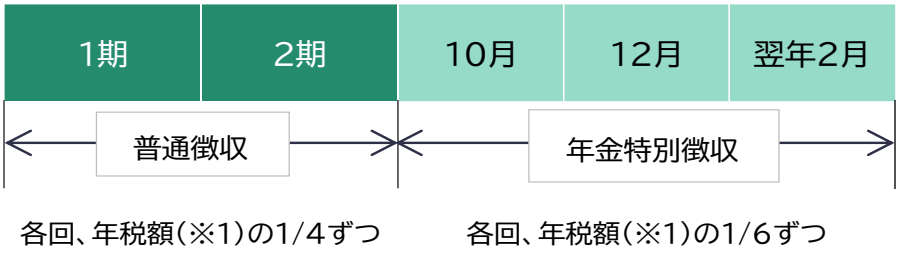


※⑤税額通知は公的年金に係る税額のみを通知

ただし、4月分から8月分については、前年度の年税額（※1）の1/6ずつが今年度の住民税として仮徴収されます。10月分から翌年2月分については、年税額から仮徴収分を引いた残りの金額が1/3ずつ徴収（本徴収）されます。



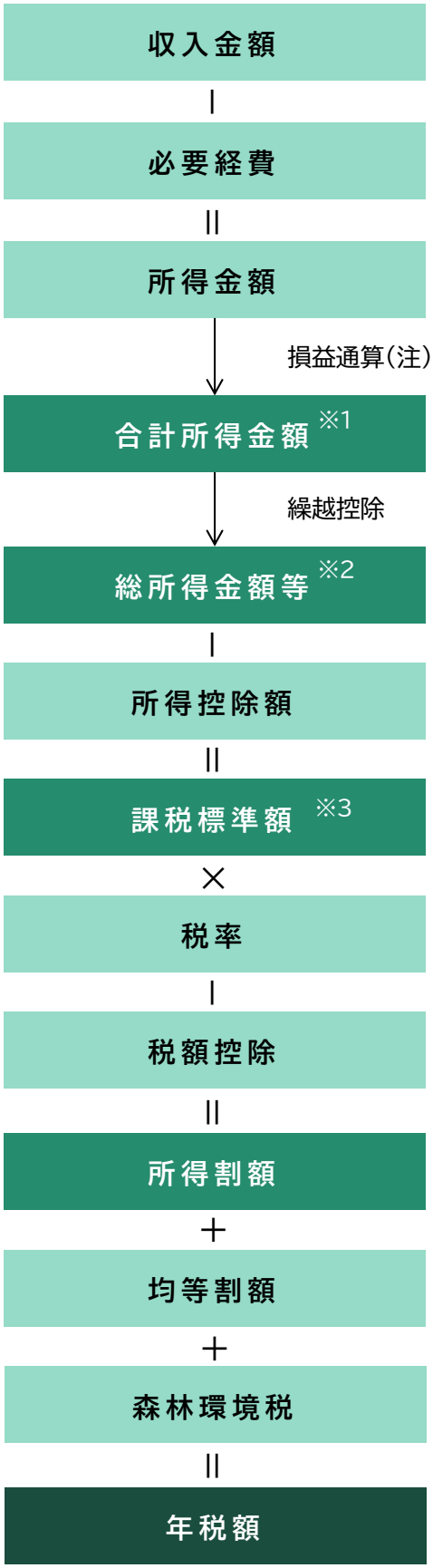
なお、年金特別徴収を開始する年度については、年税額（※1）の1/4を普通徴収1期分、2期分として納税義務者本人が納付します。10月分から翌年2月分までを年金特別徴収として年税額の1/6ずつが公的年金から徴収されます。



（※1）公的年金に係る税額

■ 住民税の計算方法

住民税は次の流れで計算します。



※1　合計所得金額とは、損益通算(注)後の各所得金額の合計額をいいます。ただし、申告分離課税所得は特別控除前の所得金額に、総合長期譲渡所得と一時所得は合計額の2分の1の金額になります。合計所得金額は、均等割非課税の判定や、扶養の判定の基準になります。

(注)損益通算とは、不動産所得・事業所得・譲渡所得・山林所得で生じた損失について、一定の順序により他の所得金額から控除することです。

※2　総所得金額等とは、合計所得金額から、繰り越すことが認められている前年度以前の損失額を差し引いた金額です。総所得金額等は、所得割非課税の判定に用いられます。

※3　課税標準額は、1,000円未満切り捨て

住民税が課税されない方

①均等割と所得割の両方が課税されない方（非課税の方）

ア　1月1日現在、生活保護法により生活扶助を受けている方

イ　障がい者、未成年者、寡婦・ひとり親で前年中の合計所得金額が135万円以下の方

ウ　前年中の合計所得金額が次の金額以下の方

○ 扶養親族のない方……45万円

○ 扶養親族のある方……35万円×（同一生計配偶者＋扶養親族数※＋1）＋31万円

②所得割が課税されない方（均等割、森林環境税のみ課税される方）

前年中の総所得金額が次の金額以下の方

○ 扶養親族のない方……45万円

○ 扶養親族のある方……35万円×（同一生計配偶者＋扶養親族数※＋1）＋42万円

※ 扶養控除の対象外となる16歳未満の扶養親族を含みます。

■ 住民税の所得

原則、収入金額から必要経費を差し引いた金額を所得といいます。
住民税の所得は主に次の10種類に分類されます。

(1)利子所得

利子所得とは、公債や社債、預貯金等の利子による所得のことをいいます。利子所得の場合、必要経費が含まれないため、収入金額がそのまま所得額となります。

(2)配当所得

配当所得とは、株式の配当や出資金の分配金による所得のことをいいます。株式などの元本取得のための借入金の利子（負債の利子）が必要経費となります。

配当所得は次のとおりに計算します。

配当所得額 ＝ 収入金額－借入金の利子

(3)不動産所得

不動産所得とは、家賃や地代等の不動産の貸付金による所得のことをいいます。修繕費、減価償却費、固定資産税等が必要経費となります。

不動産所得は次のとおりに計算します。

不動産所得 ＝ 総収入額－必要経費

(4)事業所得

事業所得とは、営業や農業、自由業等の事業から生じる所得のことをいいます。

事業所得は次のとおりに計算します。

事業所得 ＝ 総収入金額－必要経費

(5)給与所得

会社などにお勤めの方へ支払われる給与、賃金、賞与等を給与収入といいます。給与収入の場合、必要経費に見合う金額を収入から差し引きます。

給与所得額は次の表のとおりに計算します。

給与などの合計収入額(A)	給与所得額
651,000円未満	0円
651,000円以上 1,900,000円未満	A－650,000円
1,900,000円以上 3,600,000円未満	(A÷4)※1×2.8－8万円
3,600,000円以上 6,600,000円未満	(A÷4)※1×3.2－44万円
6,600,000円以上 8,500,000円未満	A×0.9－110万円※2
8,500,000円以上	A－195万円

※1 1,000円未満の端数は切り捨て

※2 小数点以下切り捨て

また、次に該当する場合は、給与所得に所得金額調整控除が適用されます。

要件①
給与収入が850万円を超え、次のア～ウのいずれかに該当する場合
　ア　本人が特別障害に該当する。
　イ　23歳未満の扶養親族を有する。
　ウ　特別障害の同一生計配偶者または扶養親族を有する。

　控除額　　（上限　150,000円）
　　（給与収入（1，000万円を超える場合は、1，000万円）－850万円）×10％

要件②
給与所得（10万円を超える場合は10万円）および年金所得（10万円を超える場合は10万円）の合計額（A）が10万円以上

　控除額　　（上限　100,000円）
　　A－100,000円

（6）退職所得

退職所得とは、退職手当などによる所得のことをいいます。
退職所得は、次のとおりに計算します。

退職所得　＝（収入金額－退職所得控除額）×　1/2

退職所得控除額※

勤続年数20年以下の場合……勤続年数×40万円
　　（80万円に満たないときは80万円）
勤続年数20年を超える場合……（勤続年数－20年）×70万＋800万円

※在職中に障がい者に該当することとなったことにより退職した場合は、上記で算出した控除額に100万円を加算した金額が控除されます。

なお、勤続年数が5年以内の法人役員などについては、1/2を乗じる措置をせずに計算します。また、勤続年数が5年以内の法人役員など以外については、退職所得控除額を控除した残額の300万円を超える部分について、1/2を乗じる措置をせずに計算します。

(7)山林所得

山林所得とは、山林を売った場合に生じる所得のことをいいます。

山林所得は、次のとおりに計算します。

山林所得 ＝ 総収入金額－必要経費－特別控除額

(8)譲渡所得

譲渡所得とは、土地や建物、貴金属等の財産を売却した所得のことをいいます。

譲渡所得は、土地や建物、株式等の場合とそれ以外の場合で計算方法が異なります。それぞれ、次のとおりに計算します。

ア　土地や建物、株式等以外の場合(一般譲渡所得)

譲渡所得 ＝ 収入金額－必要経費－特別控除額

イ　土地や建物、株式等の場合

譲渡所得＝ 譲渡価格－取得費－譲渡費用 －(損益通算・繰越控除の規定の適用がある場合はその控除金額)

土地や建物、株式等の譲渡所得の計算については、p.23～25もご覧ください。

(9)一時所得

一時所得とは、生命保険契約の一時金、懸賞の賞金等の所得のことをいいます。

一時所得は、次のとおりに計算します。

一時所得 ＝ 総収入金額－必要経費－特別控除額

(10)雑所得

雑所得とは、(1)から(9)以外の所得のことをいいます。雑所得には、国民年金や厚生年金等の公的年金も含まれます。

雑所得は、次のとおりに計算します。

雑所得 ＝ 収入金額－必要経費

公的年金の場合は、次のページのとおり必要経費に見合う経費を年金収入から控除して所得額を計算します。

受給者の年齢	公的年金等の収入金額(A)	公的年金等所得額
65歳以上※1	330万円未満	A－110万円
	330万円以上　410万円未満	A×75%－275,000円
	410万円以上　770万円未満	A×85%－685,000円
	770万円以上　1,000万円未満	A×95%－1,455,000円
	1,000万円以上	A－1,955,000円
65歳未満※2	130万円未満	A－60万円
	130万円以上　410万円未満	A×75%－275,000円
	410万円以上　770万円未満	A×85%－685,000円
	770万円以上　1,000万円未満	A×95%－1,455,000円
	1,000万円以上	A－1,955,000円

小数点以下切り捨て

※1 昭和36年1月1日以前に生まれた方
※2 昭和36年1月2日以降に生まれた方

公的年金等所得以外の所得の合計所得金額が、1,000万円を超え2,000万円以下である場合は10万円を、2,000万円を超える場合は20万円を公的年金等所得金額に加算します。

■ 所得控除

住民税では、所得控除を行うことにより、同じ所得金額の方でも、扶養親族数、障がいのある方等、それぞれの事情に応じた負担になるように調整しています。

所得控除は、物的控除と人的控除の2種類に分けられます。

1 物的控除

(1)社会保険料控除

社会保険料控除は、前年中に社会保険料(各種健康保険、各種年金保険料、介護保険料等)を支払った場合に適用することができます。社会保険料控除は、社会保険料の支払い金額がそのまま控除額になります。

(2)小規模企業等掛金控除

小規模企業等掛金控除は、前年中に小規模企業共済制度および心身障害者扶養共済制度に基づく掛け金などを支払った場合に適用することができます。小規模企業等掛金控除は掛け金などの支払い金額がそのまま控除額になります。

(3)生命保険料控除

生命保険料控除は、生命保険や個人年金、介護医療保険の契約をしている場合に適用することができます。控除額は、契約日や支払った保険料の金額で計算方法が異なります。

(合計適用限度額7万円)

	支払った保険料の合計額	控除額
新契約 H24.1.1以降の契約 (適用限度額 28,000円)※1	12,000円以下	支払った保険料の全額
	12,001円～32,000円	支払額÷2+6,000円
	32,001円～56,000円	支払額÷4+14,000円
	56,001円以上	28,000円
旧契約 H23.12.31以前の契約 (適用限度額 35,000円)※2	15,000円以下	支払った保険料の全額
	15,001円～40,000円	支払額÷2+7,500円
	40,001円～70,000円	支払額÷4+17,500円
	70,001円以上	35,000円

※1 生命保険料に「一般分」、「個人年金分」、「介護医療分」が2種類以上ある場合は、個別に計算し、その合計額が控除されます。

※2 生命保険料に「一般分」と「個人年金分」の両方がある場合は、個別に計算し、その合計額が控除されます。

なお、新契約と旧契約の双方に加入している場合は、控除の適用方法について次の3つから選択することができます。

① 新契約のみ控除を適用する。
② 旧契約のみ控除を適用する。
③ 新旧双方の控除を適用する。

この場合、旧契約の適用限度額は28,000円になります。

(4)医療費控除

医療費控除は、前年中に納税者本人や生計を一にする親族が、病気などで医療費を支払った場合に適用することができます。控除額は、次のいずれか多いほうの金額になります。
(限度額200万円)

ア　支払った医療費－補填される額－総所得金額等×5%
イ　支払った医療費－補填される額－10万円

医療費控除の対象となるもの（一例）

・医師又は歯科医師による診療又は治療の対価

健康診断の費用や医師等に対する謝礼金、美容整形の費用等は含まれません。ただし、健康診断により重大な病気が発見され、引き続きその治療をした場合の健康診断の費用は対象となります。

・治療又は療養に必要な医薬品の購入の対価

風邪をひいた場合の風邪薬などの購入代金は医療費となりますが、ビタミン剤などの病気の予防や健康増進のために用いられる医薬品の購入代金は医療費となりません。

・病院、診療所、助産所や指定介護老人福祉施設等へ収容されるための人的役務の提供の対価

医師等による診療等を受ける為の通院費、医師等の送迎費、急患や怪我等で病院に運ばれる費用が含まれます。ただし、自家用車で通院する場合のガソリン代、駐車料金は含まれません。

・あん摩、マッサージ、指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師等による施術の対価

疲れを癒したり、体調を整えたりといった治療に直接関係のないものは含まれません。

・保健師、看護師、准看護師又は特に依頼した人による療養上の世話の対価

家政婦に病人の付添いを頼んだ場合の療養上の世話の対価も含まれます。ただし、所定の料金以外の心付けなどは含まれません。また、家族や親類縁者に付添いを頼んで付添料の名目でお金を支払っても、医療費控除の対象とはなりません。

・助産師による分べんの介助の対価

・介護福祉士等による一定の喀痰吸引及び経管栄養の対価

・介護保険制度の下で提供された一定の施設・居宅サービスの自己負担額

・医師等による診療、治療、施術又は分べんの介助を受けるために直接必要な費用

次のような費用が該当します。
・医師等による診療等を受けるための通院費、医師等の送迎費、入院の際の部屋代や食事の費用、コルセット等の医療用器具等の購入代やその賃借料で通常必要なもの。ただし、自家用車で通院する場合のガソリン代や駐車料金等は含まれません。
・医師等による診療や治療を受けるために直接必要な、義手、義足、松葉杖、義歯等の購入費用。
・傷病によりおおむね6ヶ月以上寝たきりで医師の治療を受けている場合に、おむつを使う必要があると認められるときのおむつ代(医師が発行した「おむつ使用証明書」等が必要です)。

セルフメディケーション税制による特例（一例）

前年中に納税者本人や生計を一にする親族が、健康の維持増進および疾病の予防への取り組みとして、スイッチOTC医薬品を購入した場合に適用されます。ただし、通常の医療費控除と選択制になっており、この控除が適用された場合、通常の医療費控除を受けることはできません。

控除額は、次のとおりとなります。（限度額88,000円）

対象医薬品購入費－補填される額－12,000円

（5）地震保険料控除

地震保険料控除は、前年中に地震保険料を支払った場合に適用することができます。また、平成18年12月31日までに契約した長期損害保険（契約期間が10年以上で満期返戻金があるもの）も地震保険料控除の対象となります。なお、地震保険料と旧長期損害保険料の両方を支払った場合は、それぞれの控除額を合算した金額が控除額になります。（限度額25,000円）

	支払った保険料	控除額
地震保険料	50,000円以下	支払額÷2円
	50,001円以上	25,000円
旧長期損害保険料	5,000円以下	支払った保険料の全額
	5,001円～15,000円	支払額÷2＋2,500円
	15,001円以上	10,000円

（6）雑損控除

雑損控除は、前年中に災害や盗難等にあって、住宅や家財に損害を受けた場合に適用することができます。控除額は次のいずれか多いほうの金額になります。

ア　（損失の金額－保険金などにより補填された金額）－総所得金額等×10％
イ　災害関連支出の金額－5万円

2 人的控除

(1)基礎控除

基礎控除は、本人の前年中の合計所得金額に応じて適用されます。次の表のとおり、合計所得金額が2,400万円を超えた方から控除額が逓減し、2,500万円を超えた方については、基礎控除が適用されません。

合計所得金額	控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超2,450万円以下	29万円
2,450万円超2,500万円以下	15万円
2,500万円超	0円

(2)扶養控除、特定親族特別控除

①扶養控除

扶養控除は、生計を一にする扶養親族の前年の合計所得金額が58万円以下の場合に適用することができます。ただし、対象の方が、事業専従者の場合や既に他の方に扶養されている場合は適用することができません。控除額は、年齢に応じて異なります。

被扶養者の年齢(前年12月31日時点)	控除額
16歳未満	0円※
16歳以上19歳未満	33万円
19歳以上23歳未満	45万円
23歳以上70歳未満	33万円
70歳以上	38万円
70歳以上で同居父母など	45万円

※平成24年度の住民税から、児童手当等の拡充に伴い16歳未満の扶養親族に対する扶養控除は廃止されました。ただし、16歳未満の扶養親族のうち障害者控除に該当する方がいる場合は、障害者控除のみ適用されます。

②特定親族特別控除（令和8年度から）

納税義務者が、生計を一にする19歳以上23歳未満の親族（その納税義務者の配偶者及び青色事業専従者等を除く。合計所得金額が58万円超123万円以下の者。以下「特定親族」という）を有する場合には、特定親族1人につき次の特定親族特別控除を適用することができます。

特定親族の合計所得金額	控除額
58万円超95万円以下	45万円
95万円超100万円以下	41万円
100万円超105万円以下	31万円
105万円超110万円以下	21万円
110万円超115万円以下	11万円
115万円超120万円以下	6万円
120万円超123万円以下	3万円
123万円超	0円

(3)障害者控除

障害者控除は、本人や同一生計配偶者、扶養親族に障がいのある方がいる場合に適用することができます。障害者控除を受けるためには、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、愛の手帳、戦傷病者手帳、障がい者控除対象者認定書（65歳以上対象）が必要となります。

要件	控除額
障害者	26万円
特別障害者※	30万円
同居特別障害者※	53万円

※　特別障害者に該当する等級は次のとおりです。

○ 身体障害者手帳……1、2級

○ 精神障害者保健福祉手帳……1級

○ 愛の手帳……1、2度

○ 戦傷病者手帳……恩給法に定める特別項症から第3項症

また、同居特別障害者に該当する扶養親族等の要件は次のとおりです。

○ 納税義務者と同居する配偶者

○ 納税義務者またはその配偶者と生計を一にするその他の親族のいずれかと同居を常況とする親族

(4)寡婦、ひとり親控除

配偶者と死別または離別された方、婚姻されていない方、配偶者の生死が不明の方が、次の表の条件に合致した場合は、寡婦またはひとり親控除を適用することができます。ただし、合計所得金額500万円以下の方に限ります。

○ 寡婦控除……26万円

○ ひとり親控除……30万円

<table>
<tr><th colspan="3"></th><th>ひとり親控除</th><th>寡婦控除</th></tr>
<tr><td rowspan="5">扶養親族</td><td rowspan="2">あり</td><td>子を扶養</td><td>該当</td><td>非該当</td></tr>
<tr><td>子以外を扶養</td><td rowspan="3">非該当</td><td rowspan="2">該当</td></tr>
<tr><td rowspan="3">なし</td><td>配偶者と死別</td></tr>
<tr><td>配偶者と離別</td><td rowspan="2">非該当</td></tr>
<tr><td>同一生計に子</td><td>該当</td></tr>
</table>

(5)勤労学生控除

収入がある学生などで、前年の給与などの所得が85万円以下かつ勤労によらない前年中の所得が10万円以下の場合に適用されます。控除額は、26万円になります。

(6)配偶者控除、配偶者特別控除

①配偶者控除

納税義務者と生計を一にする配偶者のうち、前年の合計所得金額が58万円以下の配偶者を同一生計配偶者といいます。納税義務者の前年の合計所得金額が1,000万円以下で同一生計配偶者がいる場合は、控除対象配偶者といい、配偶者控除を適用することができます。

	納税義務者の合計所得金額			
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超
控除対象配偶者	33万円	22万円	11万円	0円
老人控除対象配偶者 (70歳以上)	38万円	26万円	13万円	0円

② 配偶者特別控除

納税義務者の前年の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の前年の合計所得金額が58万円を超えかつ133万円以下である場合、配偶者特別控除を適用することができます。

配偶者の合計所得金額	納税義務者の合計所得金額			
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超
58万円超　100万円以下	33万円	22万円	11万円	対象外
100万円超　105万円以下	31万円	21万円	11万円	
105万円超　110万円以下	26万円	18万円	9万円	
110万円超　115万円以下	21万円	14万円	7万円	
115万円超　120万円以下	16万円	11万円	6万円	
120万円超　125万円以下	11万円	8万円	4万円	
125万円超　130万円以下	6万円	4万円	2万円	
130万円超　133万円以下	3万円	2万円	1万円	
133万円超	0円	0円	0円	

■ 税率と特例

(1)所得割の税率(総合課税)

所得割の税率は、区民税が6%、都民税が4%となっています。所得割額の計算方法は次のとおりです。

区民税所得割額＝課税総所得金額×6%
都民税所得割額＝課税総所得金額×4%

(2)利子所得の税率

利子所得は、他の所得と分離し、住民税として利子割が課税されます。国内で支払われた利子に対する利子割は、銀行などが利子を支払う際に、所得税15.315%、住民税5%の税率で徴収されます。したがって、国外で支払われた利子がある方を除き、申告の必要はありません。

(3)配当所得の税率(上場株式等の場合)

上場株式等の配当所得に対しては、他の所得と分離し、住民税として配当割が課税されます。配当割は、証券会社が配当などを支払う際に、所得税15.315%、住民税5%の税率で徴収され

ます。したがって、原則申告の必要はありません。申告した場合は、総合課税もしくは分離課税されるため、証券会社が徴収した税額を配当割額控除として申告する必要があります。

上場株式等の配当所得等に係る課税方式の一致

令和6年度（令和5年分）以降、特定配当等に係る所得及び特定株式等譲渡所得について、所得税と住民税の課税方式を一致させることとなりました。これにより、異なる課税方式を選択（所得税では総合課税または申告分離課税、住民税では申告不要等）することができなくなりました。

(4)退職所得の税率

退職所得の税額は、退職所得金額に区民税6％、都民税4％の税率を適用して計算します。

(5)土地や建物、株式等の譲渡所得の税率

土地や建物、株式等の譲渡所得は、他の所得と分離して計算します。さらに土地、建物の所有期間によって長期譲渡所得と短期譲渡所得とに区分され、それぞれ別々の方法で税額を計算します。

○ 長期譲渡所得……譲渡した年の１月１日において所有期間が５年を超えるもの

○ 短期譲渡所得……譲渡した年の１月１日において所有期間が５年以下のもの

① 課税譲渡所得金額の計算方法

課税譲渡所得金額＝譲渡所得金額－特別控除額※
－（所得控除の規定の適用がある場合は、その所得控除額）

※特別控除額……居住用財産は3,000万円、収用交換などは5,000万円など

② 税額の計算方法

【長期譲渡所得】

一般、優良住宅地等の場合

		一般	優良住宅地等（特定所得）	
			2,000万円以下	2,000万円超
課税譲渡所得金額×	区民税	3％	2.4％	3％－12万円
	都民税	2％	1.6％	2％－ 8万円
	所得税※	15％	10.0％	15％－100万円

居住用財産などの場合（軽課所得分）

譲渡した年の1月1日において所有期間が10年を超える居住用の建物などとその敷地を譲渡した場合には、次のとおり軽減されます。

		6,000万円以下	6,000万円超
課税譲渡所得金額×	区民税	2.4%	3%－36万円
	都民税	1.6%	2%－24万円
	所得税※	10.0%	15%－300万円

※復興特別所得税の適用期間中（平成25年～令和19年）の所得税については、所得税額×102.1%となります。

特定居住用財産の譲渡損失の損益通算および繰越控除

平成16年1月1日から令和9年12月31日までの間に、その居住用に供している家屋又は土地等でその年の1月1日において、所有期間が5年を超えるものを譲渡した場合、（一定の住宅借入金などの金額を有する場合に限ります。）その譲渡資産に係る譲渡損失の金額があるときは、一定の要件の元で、その譲渡損失の金額について、土地、建物等の譲渡による所得以外の所得との損益通算及びその年の翌年以後3年内の各年分（合計所得金額が3,000万円を超える年を除きます。）の総所得金額から繰越控除をすることができます。

居住用財産の買換えなどの場合の譲渡損失の繰越控除の特例

平成11年1月1日から令和7年12月31日までの間に、所有期間が5年（譲渡した年の1月1日現在）を超える居住用の家屋又は土地等を譲渡した場合、（譲渡契約締結日の前日において住宅借入金を有しているなどの要件を満たす場合に限ります。ただし、平成16年1月1日以降の譲渡については、この要件を除外します。）その譲渡をした年の翌年12月31日までの間に一定の買換資産の取得をし、かつ、その取得をした年の翌年12月31日までの間に居住用に供したときまたは供する見込みで、譲渡損失の金額があるときは、一定の条件のもと譲渡損失の金額について、その年の翌年以後3年内の各年分（その年末において買換資産に係る住宅借入金などを有し、かつ、合計所得金額が、3,000万円以下である年度に限ります。）の総所得金額などの計算上一定の方法により繰越控除する特例の適用を受けることができます。

【短期譲渡所得】

		一般	国や地方公共団体に譲渡
課税譲渡所得金額×	区民税	5.4%	3.0%
	都民税	3.6%	2.0%
	所得税※	30.0%	15.0%

※復興特別所得税の適用期間中（平成25年～令和19年）の所得税については、所得税額×102.1%となります。

■ 税額控除

税額控除とは、課税標準額に税率をかけて算出された税額から差し引かれる金額のことをいいます。

(1)調整控除

所得税から住民税への税源移譲に伴い、納税者の税負担が極力変わらないよう、所得税と住民税の人的控除の差に基づく負担増の調整をするため、次の額が所得割額から控除されます。

なお、合計所得金額が2,500万円を超える場合は、調整控除が適用されません。

①合計課税所得金額が200万円以下である場合

次のアとイのいずれか小さい額の5%（区民税3%、都民税2%）※

ア　人的控除額の差額の合計額

イ　合計課税所得金額

②合計課税所得金額が200万円を超える場合

{人的控除額の差額の合計額－（合計課税所得金額－200万円）}×5%（区民税3%、都民税2%）※

※ただし、この額が2,500円未満の場合は2,500円（区民税1,500円、都民税1,000円）となります。

(2)配当控除

配当所得がある場合、算出された所得割額から次の配当控除額が差し引かれます。

区分	利益の配当			特定投資信託			一般外貨建証券投資信託		
課税所得金額※	区民税	都民税	所得税	区民税	都民税	所得税	区民税	都民税	所得税
1,000万円以下の部分に含まれる配当所得の金額	1.6%	1.2%	10%	0.8%	0.6%	5%.	0.4%	0.3%	2.5%
1,000万円を超える部分に含まれる配当所得の金額	0.8%	0.6%	5%	0.4%	0.3%	2.5%	0.2%	0.15%	1.25%

※課税所得金額は次のア～ウに係るものを除きます。

ア　源泉分離課税になる証券投資信託に係る配当所得

イ　課税山林所得

ウ　課税退職所得

(3)住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)

令和4年1月から令和12年12月までの間に入居した場合において、前年の所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除額がある場合、その残額を住民税から控除します。控除額は、次の①と②の金額のいずれか小さい金額です。

①　所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税で控除しきれなかった額

②-ア 所得税の課税総所得金額、課税山林所得金額及び課税退職所得金額の合計額の５％（97,500円限度）

-イ｛所得税の課税総所得金額、課税山林所得金額及び課税退職所得金額の合計額＋（所得税の基礎控除額-48万円）※１｝の５％（97,500円限度）　※２

-ウ｛所得税の課税総所得金額、課税山林所得金額及び課税退職所得金額の合計額＋（所得税の基礎控除額-48万円）※１｝の７％（136,500円限度）※３

※１　（所得税の基礎控除額－48万円）が計算の結果０円未満の場合は０円とします。

※２　この②-イの計算方法で行う住宅ローン控除は令和７年12月以前に居住の用に供した者に限る措置であり、令和８年１月以降の入居に係る住宅ローン控除については②-アで行われます。

※３　平成26年４月１日以降令和３年12月(特別特例取得に該当する場合は令和４年12月)までに居住を開始し、消費税率が８%(特定取得)又は10%(特別特定取得・特例取得・特別特例取得)である場合は控除金額②-ウにより計算します(それ以外は②-アにより計算)。

注：所得税の課税総所得金額、課税山林所得金額及び課税退職所得金額（課税総所得金額等）の合計額が０円であった場合でも、所得税にて住宅ローン控除が適用となっている場合は住民税においても住宅ローン控除の算定対象となります。

また、控除期間は、ZEH水準省エネ、省エネ基準適合住宅のような認定住宅等の新築住宅などについては13年、認定住宅等以外の新築住宅などについては、居住年が令和4年、5年の場合は13年、令和6年から12年の場合は10年、既存住宅については認定住宅等は13年、認定住宅等以外の住宅は10年になります。

住宅借入金等特別税額控除の注意点

住宅取得控除は入居した年や住宅の形態等によって、控除期間が異なります。控除を適用される場合は、適用の可否や期間等にご注意ください。

(4)寄附金税額控除

都道府県、区市町村または日本赤十字社東京都支部ならびに東京都共同募金会、東京都・板橋区が条例で指定した団体に2,000円以上寄附した場合、2,000円を超えた部分の金額が控除の対象となります。ただし、控除上限対象額は、総所得金額の30%です。

①と②の合計額を所得割の額から控除します。

① 基本控除

ア　対象となる寄附金の合計額 イ　総所得金額等の合計額×30% ※ア、イのいずれか低い金額	－2,000円×10%

○ 東京都および板橋区の条例指定団体に対する寄附金については、次の率により算出します。

- 東京都が指定する寄附金　4%
- 板橋区が指定する寄附金　6%

② 特例控除(ふるさと納税)　<u>上限　住民税所得割額の20%</u>

(地方自治体に対する寄附金－2,000円)×90%－(所得税の税率)×1.021※

※ 復興特別所得税の適用期間中(平成25年から令和19年)は、所得税率×1.021となります。

ふるさと納税ワンストップ特例制度

平成27年の税制改正で創設された、確定申告不要な給与所得者等が寄附を行った場合にワンストップで控除が受けられる制度です。寄附金控除を適用するには確定申告が必要ですが、確定申告不要な給与所得者等が「確定申告しなくても、所得税控除分相当額の税額を住民税から控除できる」ことを目的とした制度です。よって、この制度を利用した方は前述の寄附金税額控除額に所得税控除分相当額が上乗せされて控除適用となります。また、確定申告を行わないことを前提とした制度ですから、確定申告をする場合にはこの制度は利用できなくなります。

計算方法は複雑なため、割愛させていただきますが、制度利用には様々な要件がございますので、総務省ホームページやご利用されるふるさと納税サイト等をご確認ください。

(5)外国税額控除

外国で得た所得について、その国の所得税などを納めているときは、一定の方法により、その外国税額が所得割額から差し引かれます。

■ 住民税の税額計算例

ここでは、サラリーマンAさんを例にこれまでに説明した課税計算をもとに、実際に住民税額を計算していきます。

家族構成　Aさん、妻Bさん（45歳）、子Cさん（17歳）、子Dさん（18歳）
住　　所　東京都板橋区（令和8年1月1日現在）

Aさんの所得の種類	給与所得
Aさんの収入金額	6,000,000円　妻、子は収入なし
健康保険の支払額	420,000円
生命保険料（旧制度一般）の支払額	120,000円

(1)所得割の計算

所得金額（p.10～15） （収入金額－必要経費など）	6,000,000円－1,640,000円＝4,360,000円……①
所得控除（p.15～18）	社会保険料控除　420,000円 生命保険料控除　35,000円 配偶者控除　330,000円 扶養控除　660,000円 基礎控除　430,000円＝1,875,000円……②
課税総所得金額（①－②）	4,360,000円－1,875,000円＝2,485,000円……③
所得割額（③×税率）	区民税　2,485,000円×6％＝149,100円……④ 都民税　2,485,000円×4％＝99,400円……⑤
調整控除後の所得割額 （④または⑤－調整控除額）	区民税　149,100円－1,500円＝147,600円……⑥ 都民税　99,400円－1,000円＝98,400円……⑦

(2)均等割

均等割額	区民税　3,000円……⑧ 都民税　1,000円……⑨

(3)年税額

区民税（⑥+⑧）	147,600円+3,000円＝150,600円
都民税（⑦+⑨）	98,400円+1,000円＝99,400円
森林環境税	1,000円
計	251,000円

■ コラム｜住民税と所得税

住民税は前年中の所得に対して課税されますが、所得税はその年の所得に課税されます。

住民税は確定した所得に対して課税するため、所得税のような税金の還付はありません。

住民税は、区民の皆さまの地域に密着した行政サービスを行うための共同負担という性格を持っています。このため、令和7年の収入に対する税率や控除額等が次のように異なります。

1 税率の違い

住民税（令和8年度）

	区民税	都民税
所得割額	6%	4%
均等割額	3,000円	1,000円

所得税（令和7年分）

課税所得金額	税率※	速算控除額
195万円未満	5%	0円
330万円未満	10%	97,500円
695万円未満	20%	427,500円
900万円未満	23%	636,000円
1,800万円未満	33%	1,536,000円
4,000万円未満	40%	2,796,000円
4,000万円以上	45%	4,796,000円

※ 復興特別所得税の適用期間中（平成25年から令和19年までは、所得税率×1.021となります。

2 所得控除の違い

(1)物的控除

	住民税（令和8年度）	所得税（令和7年分）
生命保険料控除（限度額）	70,000円	120,000円
新契約（限度額）	28,000円	40,000円
旧契約（限度額）	35,000円	50,000円
地震保険料控除（限度額）	25,000円	50,000円
旧長期損害保険料（限度額）	10,000円	15,000円

(2)人的控除

	住民税(令和8年度)	所得税(令和7年分)
基礎控除(本人合計所得金額)		
132万円以下	43万円	95万円
132万円超336万円以下	43万円	88万円
336万円超489万円以下	43万円	68万円
489万円超655万円以下	43万円	63万円
655万円超2,350万円以下	43万円	58万円
2,350万円超2,400万円以下	43万円	48万円
2,400万円超2,450万円以下	29万円	32万円
2,450万円超2,500万円以下	15万円	16万円
2,500万円	0円	0円
扶養控除		
16歳以上19歳未満	33万円	38万円
19歳以上23歳未満	45万円	63万円
23歳以上70歳未満	33万円	38万円
70歳以上	38万円	48万円
70歳以上の同居の父母など	45万円	58万円
障害者控除	26万円	27万円
特別障害者控除	30万円	40万円
同居特別障害者控除	53万円	75万円
寡婦控除	26万円	27万円
ひとり親控除	30万円	35万円
勤労学生控除	26万円	27万円

特定親族特別控除

特定親族の合計所得金額	住民税	所得税
58万円超85万円以下	45万円	63万円
85万円超90万円以下	45万円	61万円
90万円超95万円以下	45万円	51万円
95万円超100万円以下	41万円	
100万円超105万円以下	31万円	
105万円超110万円以下	21万円	
110万円超115万円以下	11万円	
115万円超120万円以下	6万円	
120万円超123万円以下	3万円	
123万円超	0円	

配偶者控除

	納税義務者の合計所得金額						
	900万円以下		900万円超 950万円以下		950万円超 1,000万円以下		1,000万円超
	住民税	所得税	住民税	所得税	住民税	所得税	住民税、所得税
控除対象配偶者	33万円	38万円	22万円	26万円	11万円	13万円	0円
老人控除対象配偶者 （70歳以上）	38万円	48万円	26万円	32万円	13万円	16万円	0円

配偶者特別控除

配偶者の合計所得金額	納税義務者の合計所得金額						
	900万円以下		900万円超 950万円以下		950万円超 1,000万円以下		1,000万円超
	住民税	所得税	住民税	所得税	住民税	所得税	住民税、所得税
58万円超95万円以下	33万円	38万円	22万円	26万円	11万円	13万円	対象外
95万円超100万円以下	33万円	36万円	22万円	24万円	11万円	12万円	
100万円超105万円以下	31万円		21万円		11万円		
105万円超110万円以下	26万円		18万円		9万円		
110万円超115万円以下	21万円		14万円		7万円		
115万円超120万円以下	16万円		11万円		6万円		
120万円超125万円以下	11万円		8万円		4万円		
125万円超130万円以下	6万円		4万円		2万円		
130万円超133万円以下	3万円		2万円		1万円		
133万円超	0円		0円		0円		

3　税額控除(寄附金控除)の違い

住民税(令和8年度)	所得税(令和7年分)
ア　対象範囲 ①都道府県、区市町村に対する寄附金 ②住所地の都道府県共同募金会または日本赤十字社の支部に対する寄附金 ③都道府県、区市町村が条例により指定した団体に対する寄附金	①国・地方公共団体に対する寄附金 ②指定寄附金 ③特定公益増進法人に対する寄附金 ④特定公益信託の信託財産とするための支出 ⑤認定NPO法人等に対する寄附金 ⑥政治活動に関する寄附金 ⑦特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額 ⑧震災関連寄附金
イ　所得控除 なし	①寄附金控除額=(ア)と(イ)のいずれか少ない金額－2,000円 (ア) その年に支払った特定寄附金額の合計額 (イ) その年の総所得金額等×40% ②震災関連寄附金控除額 (震災関連寄附金以外の寄附金＋震災関連寄附金)－2,000円
ウ　税額控除 控除額……①と②の合計額 ①基本控除＝(ア)と(イ)のいずれか少ない金額－2,000円×10% (ア)対象となる寄附金の合計額 (イ)総所得金額等の合計額×30% ②特例控除(住民税所得割の20%が限度) (地方自治体に対する寄附金－2,000円)×90%－(所得税の税率)×1.021	①(政党等に対する寄附金－2,000円)×30% ②(認定NPO法人等に対する寄附金－2,000円)×40% ③(公益社団法人等に対する寄附金－2,000円)×40% ④(特定震災指定寄附金－2,000円)×40%

■　住民税の減免

減免制度とは、納税の猶予などによってもなお納税が困難であると認められるなど、担税力が著しく減少した場合、次に該当する方について、申請により、税負担の軽減や免除を行うものです。

①生活保護法による扶助を受けることになったとき
②災害(火災、水害等)により、被害を受けたとき　など

第3章　軽自動車税

■　軽自動車税とは

軽自動車などを所有している方には、「軽自動車税」、「自動車重量税」が課税されます。それぞれの納税義務者となる方は次のとおりです。

軽自動車税	毎年4月1日現在に原動機付自転車、小型特殊自動車、軽二輪、二輪の小型自動車、軽自動車を所有している方
自動車重量税	・軽自動車、二輪の小型自動車の新規登録をされた方 または継続検査などを受けた方 ・軽二輪の新規登録をされた方

■　軽自動車税の税率

軽自動車税は、毎年4月1日に板橋区を定置場とする原動機付自動車、小型特殊自動車、軽二輪車、二輪の小型自動車の所有者（所有権留保付き売買の場合は、その車両の使用者）に課税されます。納期限は、毎年5月末日（5月末日が閉庁日の場合は、翌開庁日）です。

軽自動車税の税率は次のとおりです。

1　原動機付自転車・二輪車等の税額

種別		税額
原動機付自転車	一種一般原付・特定原付・新基準原付※1	2,000円
	二種乙	2,000円
	二種甲	2,400円
	ミニカー※2	3,700円
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400円
	その他（フォークリフト等）	5,900円
雪上車（スノーモービル）		3,600円
軽二輪車		3,600円
二輪の小型自動車		6,000円

※1 排気量が125cc以下の車両のうち最高出力が4．0Kw以下の二輪の原動機付自転車

※2 ミニカーについては、側面が構造上解放されている車室を備えかつ輪距が0.5m以下である三輪のものは含まれません。

2 三輪および四輪以上の軽自動車の税額

種 別		旧税額	標準税額	重課税額
軽三輪		3,100円	3,900円	4,600円
軽四輪（乗用）	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
軽四輪（貨物）	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
	自家用	4,000円	5,000円	6,000円

○ 旧税額は、平成27年3月31日以前に最初の新規検査を受けた車両に適用されます。

○ 重課税額は、最初の新規検査を受けてから13年経過した車両に適用されます。令和8年度は初度検査年月が平成25年3月以前のものに適用されます。ただし、次に該当する場合は、重課税額が適用されません。

・電気軽自動車、天然ガス軽自動車

・メタノール軽自動車、混合メタノール自動車

・ガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車

・被けん引車

3 環境負荷の小さい軽自動車に対する税額

令和7年4月1日から令和8年3月31日までに最初の新規検査を受けた三輪または四輪以上の軽自動車で、表1の要件を満たすものについて、令和8年度の軽自動車税が軽減されます。（軽自動車税のグリーン化特例）

【表1】

対象車				内容
電気軽自動車				約75％軽減 表2①の税額
天然ガス軽自動車（H30年排出ガス規制に適合するもの。または、H21年排出ガス規制に適合し、かつH21年排出ガス基準より10％以上窒素酸化物の排出量が少ない車両）				
ガソリン車、ハイブリッド車 等	R2年度燃費基準達成かつR12年度燃費基準を90％達成した乗用営業用軽自動車	＋	H30年排出ガス規制に適合し、かつ、H30年排出ガス基準値より50％以上窒素酸化物等の排出量が少ない車両。 または平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75％以上窒素酸化物等排出量が少ない車両。	約50％軽減 表2②の税額

【表2】

種　別		軽課税額	
		①	②
軽三輪		1,000円	2,000円 （乗用営業用のみ）
軽四輪 （乗用）	営業用	1,800円	3,500円
	自家用	2,700円	
四輪 （貨物）	営業用	1,000円	
	自家用	1,300円	

■ 各種手続き場所

車種によって手続き場所が異なります。

車　種	手続き･問合せ先
原動機付自転車 小型特殊自動車	板橋区役所総務部課税課税務係 板橋区板橋二丁目66番1号 Tel　03-3579-2095
軽二輪車 二輪の小型自動車	東京運輸支局　練馬自動車検査登録事務所 練馬区北町2丁目8番6号 Tel　050-5540-2032
軽自動車	軽自動車検査協会　東京主管事務所　練馬支所 板橋区新河岸一丁目12番24号 Tel　050-3816-3101

こんなときは、すぐに手続きを！

次に該当する場合でも、廃車の手続きをしないと軽自動車税が課税されますので、速やかに手続きをお願いいたします。

① 車両を他人に譲渡した場合
② 車両が解体や盗難により無くなった場合
（盗難に遭われた場合、警察と区の両方に届出が必要です。）
③ 車両が使用不能となり、処分したり、業者などに下取りに出したりした場合

■ 原動機付自転車、小型特殊自動車の手続きに必要なもの

(1)登録(ナンバープレートの交付)に必要なもの

<table>
<tr><td>届出理由</td><td>新規
販売店から購入したとき</td><td colspan="2">譲渡
人から譲り受けたとき
(親族、個人間売買を含む)</td><td colspan="2">転入
他市区町村から転入したとき</td></tr>
<tr><td rowspan="2">必要なもの</td><td rowspan="2">①販売証明書</td><td>廃車届出済</td><td>廃車未届</td><td>廃車届出済</td><td>廃車未届</td></tr>
<tr><td>① 廃車申告受付書
② 譲渡証明書</td><td>① ナンバープレート
② 標識交付証明書
③ 譲渡証明書</td><td>①廃車申告受付書</td><td>① ナンバープレート
② 標識交付証明書</td></tr>
<tr><td colspan="5">来庁する方の本人確認書類
(代理の方が手続する場合)委任状※</td></tr>
</table>

※届出日現在、住民登録が板橋区にあり、所有者と同一世帯の親族が手続きをする場合は、省略できます。また、販売店の従業員が手続きをする場合、届出理由が新規のときに限り、委任状が省略できます。

(2)廃車(ナンバープレートの返納)手続きに必要なもの

①ナンバープレート※1
②標識交付証明書
③来庁する方の本人確認書類
④(代理の方が手続きする場合)委任状※2

※1 紛失などで返納できない場合は、200円の弁償金を納めていただきます。
警察署に盗難届を出された方は、廃車申告書に「届出警察署名、届出年月日、盗難届受理番号」を記入してください。区で届出警察署に盗難届の受理が確認できた場合は、弁償金は不要となります。

※2 届出日現在、住民登録が板橋区にあり、所有者と同一世帯の親族が手続きをする場合は、省略できます。また、販売店の従業員が手続きをする場合、委任状が省略できます。

なお、廃車手続きはご本人及び販売店の従業員に限り郵送でも受け付けております。上記の①～③に加え、廃車届と返信用封筒を同封して、送付してください。

【廃車届見本】便せんなどにご記入ください。

廃車届

標識番号　板橋区　あ　1234
住　　所　板橋区板橋2-66-1
氏　　名　軽自　太郎
電話番号　1234-5678
廃車理由　使用不能、譲渡　等

区HP

廃車届は区ホームページからもダウンロードできます。
https://www.city.itabashi.tokyo.jp/tetsuduki/zei/keijidousha/1001767.html

■ 軽自動車税の減免

次のいずれかに該当する場合、その年度の軽自動車税は減免されます。

申請期間は、納税通知書が届いてから、納期限までとなります。また、納付済みの軽自動車税については、減免対象外となります。自動更新されませんので、毎年度申請が必要となります。

① 心身に一定の障がいがあり歩行が困難な方、またはその方のために使用する場合（普通自動車を含めて1台に限ります。）
② 身体などに障がいがある方の利用に供する専用の構造を持つ車両（車いす移動車）を所有する場合
③ 災害などにより生活が困難になった場合
④ 生活保護法により生活扶助を受けている場合
⑤ 身体などに障がいがある方のための通所施設を運営する法人または個人で、当該施設利用者の移送および利用者への供給物品の輸送を専用とする車両を所有する場合
⑥ 中国残留孤児等自立支援給付を受けている場合

第4章　その他の区税

■　特別区たばこ税

特別区たばこ税は、たばこの消費に対して課税され、たばこの製造業者などが板橋区内の小売事業者に販売した、たばこの本数に応じて計算されます。

令和7年度に板橋区内の小売業者に売り渡された本数は、約5億9,944万本で、たばこ税による歳入は、約39億2,751万円でした。これは、板橋区の区税収入全体の約7.0%にあたります。板橋区のたばこ税による歳入は、23区中8番目となっています。

■　特別区たばこ税の税率（1,000本あたり）

	特別区たばこ税	都たばこ税	国たばこ税	たばこ特別税（国税）
平成30年10月1日から令和2年9月30日まで	5,692円	930円	5,802円	820円
令和2年10月1日から令和3年9月30日まで	6,122円	1,000円	6,302円	820円
令和3年10月1日から	6,552円	1,070円	6,802円	820円

■　1本あたりのたばこ税

20本入り、580円の商品を購入した場合の税金の内訳は次のとおりです。

	税目	1箱あたり	1本あたり	税が占める割合
地方税	特別区たばこ税	131.04円	6.552円	22.6%
	都たばこ税	21.40円	1.070円	3.7%
国税	国たばこ税	136.04円	6.802円	23.5%
	たばこ特別税	16.40円	0.820円	2.8%
	消費税	52.73円	2.6365円	9.1%
合計		357.61円	17.8805円	61.7%

■ 入湯税

入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設、消防施設などの整備や観光の振興に要する費用にあてるための目的税です。

令和7年度の板橋区での歳入は、ありませんでした。

○納める方	鉱泉浴場の入湯客
○納付額	1人につき150円 ただし、12歳未満の子どもや共同浴場、一般の公衆浴場・施設の利用金額が1,200円以下の場合は課税されません。
○納付時期と方法	鉱泉浴場の経営者が入湯客から税金を預かり、1ヶ月分をまとめて翌月末日までに区に申告して納付します。

■ 特別区たばこ税と入湯税の電子申告

eLTAX（エルタックス）にて、特別区たばこ税と入湯税の「電子申告」と「電子納税」が可能です。

詳しくは、地方税共同機構（LTA）の「電子申告・申請・届出」に関するホームページ（https://www.lta.go.jp/eltax/shinkoku/）をご覧ください。

第5章　納税について

■　特別区民税・都民税・森林環境税の納税

(1)納税のしくみ

ア　自営業などの方(普通徴収)

区から「納税通知書」により納税義務者に税額が通知されます。

通知された税額を4回の納期(6月・8月・10月・翌年1月)に分けて、納税義務者本人が区に納付します。

イ　給与からの特別徴収の対象となっている方(特別徴収)

区から「特別徴収税額通知書」により特別徴収義務者(会社など)を通して税額が本人に通知されます。会社は、この税額を6月から翌年の5月まで毎月の給与から差し引いて区に納入します。原則として、納期限は給与が支払われた月の翌月10日までとなっています。

ウ　公的年金からの特別徴収の対象となっている方(年金特別徴収)

区から「納税通知書」により納税義務者に税額が通知されます。年金保険者が4・6・8・10・12・翌年2月の年金支給時に年金から差し引いて区に納入します。

(2)納めるところ

○ 窓口での支払い

- 銀行、信用金庫、信用組合など
- 東京都、山梨県および関東各県所在のゆうちょ銀行、郵便局
- 区役所および各区民事務所
- コンビニエンスストア等(50音順)【普通徴収のみ】
  (セブン-イレブン、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキデイリーストア、ファミリーマート、ポプラグループ、ミニストップ、ローソン、MMK(マルチメディアキオスク)設置店)

○ キャッシュレス決済【普通徴収のみ】

- モバイルレジ(モバイルバンキング、クレジットカード)
- 電子マネーアプリ(楽天ペイ、PayPay、au PAY、d払い、AEON Pay)

詳しくは区ホームページをご覧ください。
https://www.city.itabashi.tokyo.jp/tetsuduki/zei/noufu/1044449/index.html

区HP

普通徴収の方は、ぜひ口座振替を

申込方法

(1) 金融機関の窓口

納税通知書と預(貯)金通帳、通帳の届出印の3点をお持ちのうえ、口座のある金融機関・郵便局でお申し込みください。申込書類は区内の金融機関・郵便局に置いてあります。

(2)区役所の窓口(ペイジー口座振替受付サービスによる申込)

ペイジー受付サービスとは、専用端末にキャッシュカードの磁気ストライプを通し、暗証番号を入力するだけで口座登録が完了する簡単・便利なサービスです。
キャッシュカードと本人確認書類(個人番号カード、運転免許証等)をお持ちのうえ、板橋区役所納税課(北館3階11番窓口)または区内各区民事務所でお申し込みください。なお、キャッシュカードが読み取れない場合や、来庁者本人名義以外のキャッシュカードをお持ちいただいた場合は、手続きできません。

【対象金融機関】
銀　　行……みずほ、ゆうちょ、三菱UFJ、三井住友、りそな、きらぼし
信用金庫……巣鴨、東京、城北、西京、瀧野川、朝日

(3)郵送

窓口営業時間内に手続きができない方は、郵送で申し込むことができます。申込書類は区役所ホームページに掲載のダウンロード版をご利用いただくか、納税課収納係(Tel 03-3579-2133)までお問い合わせください。

(4)インターネット

令和7年10月1日からオンラインで口座振替の申請ができるようになりました。
申請をご希望される方は、右の二次元バーコードを読み取っていただき、ご申請ください。

区HP

＊受付可能な金融機関は限られておりますので、あらかじめご了承ください。

(3)地方税共通納税システム

特別徴収分の住民税は、地方税共同機構が運営する「地方税共通納税システム」を利用して、勤務先や自宅のPCなどから納入することが可能です。

詳しい利用方法については、eLTAX(エルタックス)ホームページ内にある「地方税共通納税システム」をご覧ください。

eLTAXホームページ　https://www.lta.go.jp/eltax/kyotsunozei/

（4） eLお支払いサイト（eLTAXを利用した電子納税）

軽自動車税に加えて、令和9年1月1日以降に作成された普通徴収分及び特別徴収分の一部の住民税の納付書について、様々な納付方法で納付することが可能になりました。

地方税共同機構が運営する「eLお支払いサイト」にて納付書に印字されている「eL-QR」の読み込みや「eL番号」の入力を行うことによって、納付ができます。
詳しくは、「eL お支払いサイト」ホームページをご覧ください。

お支払いサイト

「eL お支払いサイト」ホームページ
https://www.payment.eltax.lta.go.jp/pbuser

■ 軽自動車税の納税

(1)納めるところ

○ 窓口での支払い

- 銀行、信用金庫、信用組合など
- 全国のゆうちょ銀行・郵便局
- 区役所および各区民事務所
- コンビニエンスストア等（50音順）
  （セブン-イレブン、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキデイリーストア、ファミリーマート、ポプラグループ、ミニストップ、ローソン、MMK（マルチメディアキオスク）設置店）

○ キャッシュレス決済

- モバイルレジ（モバイルバンキング、クレジットカード）
- 電子マネーアプリ（楽天ペイ、PayPay、au PAY、d払い、AEON Pay）

詳しくは、区ホームページをご覧ください。
https://www.city.itabashi.tokyo.jp/tetsuduki/zei/noufu/1044449/1044506.html

区HP

(2)eLお支払いサイトを利用した電子納税

「地方税共同機構」が運営する「eLお支払いサイト」にて、令和5年4月1日以降に作成された納付書に印字されている「eL-QR」の読み込みや「eL番号」の入力を行うことによって、様々な納付方法で軽自動車税の納付をすることが可能となりました。詳しくは、「eLお支払いサイト」ホームページをご覧ください。

お支払いサイト

「eLお支払いサイト」ホームページ
https://www.payment.eltax.lta.go.jp/pbuser

■ 延滞金

特別区民税・都民税・森林環境税や軽自動車税などの特別区税を定められた納期限までに納められなかった場合は、納期限内に納付した方との公平性を保つため、延滞金が加算されます。

延滞金は、納期限の翌日から納める日までの期間の日数に応じて年14.6％（納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については 年7.3％）の割合で計算されます。（本則）

なお、当分の間、延滞金の割合は、「延滞金特例基準割合※」を適用しています。

令和8年1月1日から令和8年12月31日までの延滞金については、納期限の翌日から1月を経過するまでの期間は、年「7.3％」と「延滞金特例基準割合（1.8％）＋1％」のいずれか低い率が適用され、2.8％の割合となっています。納期限の翌日から1月を経過する翌日以後は、年「14.6％」と「延滞金特例基準割合（1.8％）＋7.3％」のいずれか低い率が適用され、9.1％の割合で計算されます。

※延滞金特例基準割合とは、租税特別措置法第93条第2項の規定により、各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合（各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における国内銀行の新規の短期貸出約定平均金利の平均）に、年1％を加算した割合です。

■ 納付相談

災害や病気、あるいは事業の不振などで納期内に納めることができない場合は、納期前に納税課（Tel 03-3579-2135）にご相談ください。

■ 特別区税の納期限

<table>
<tr><th rowspan="2"></th><th rowspan="2">軽自動車税</th><th colspan="3">特別区民税・都民税・森林環境税</th></tr>
<tr><th>（普通徴収分）</th><th>（年金特別徴収分）</th><th>（特別徴収分）</th></tr>
<tr><td>4月</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">4月分</td><td rowspan="2">（4、5月分は前年度分）</td></tr>
<tr><td>5月</td><td rowspan="2">全期</td></tr>
<tr><td>6月</td><td rowspan="11"></td><td>第1期</td><td>6月分</td><td rowspan="11">毎月</td></tr>
<tr><td>7月</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>8月</td><td>第2期</td><td>8月分</td></tr>
<tr><td>9月</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>10月</td><td>第3期</td><td>10月分</td></tr>
<tr><td>11月</td><td rowspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td>12月</td><td>12月分</td></tr>
<tr><td>1月</td><td>第4期</td><td></td></tr>
<tr><td>2月</td><td rowspan="2"></td><td>2月分</td></tr>
<tr><td>3月</td><td></td></tr>
</table>

○ 軽自動車税……5月末日

○ 普通徴収……第1期（6月末日）、第2期（8月末日）、第3期（10月末日）、
第4期（翌年1月末日）

○ 年金特別徴収、特別徴収……それぞれの月の翌月10日

○ 退職所得にかかる住民税……随時

ただし、納期限が土曜日、日曜日、国民の休日又はその他の休日に当たるときは、その翌日が期限となります。

第6章　税の証明書

■　特別区民税・都民税・森林環境税の証明書

(1)証明書の種類と記載事項

特別区民税・都民税・森林環境税（以下、「住民税」といいます。）の証明書は、1月1日に住民登録のあった市区町村で発行しています。板橋区で発行可能な住民税の証明書は、令和8年10月1日現在、次の3種類です。

種　　類	記載事項
課税証明書	前年1年間の所得 住民税額 所得の種類・所得控除の内訳
非課税証明書	前年1年間の所得 ※申告内容により、記載されない場合があります。 税額「0円」 所得の種類・所得控除の内訳
納税証明書	【令和8年12月31日以前】 課税証明書に記載されている事項 納付済み額、未納額（納期限未到来分も含む） 納付済み分の徴収方法と月別期別 【令和9年1月1日以降】 税目、徴収方法、納付すべき税額、納付済額、納期未到来額、滞納額 ※納付してから2～3週間以内に証明書が必要な場合は、領収書（原本）をお持ちください。

(2)証明年度

証明する年度の前年中の所得について記載されます。所得証明としてご利用の方は、何年中の所得が記載されたものが必要なのか、あらかじめご提出先にご確認ください。

例：令和8年度課税証明書→令和7年中の所得を記載

(3)申請に必要なもの

①本人確認書類

官公署発行の顔写真付きのもの（個人番号カード、運転免許証など）は1点、その他（健康保険の資格確認書、各種保険証など）は2点必要です。

②手数料　1通あたり300円

③（代理の方が申請する場合、）委任状※

※申請日現在、住民登録が板橋区にあり、本人と住民票上同一世帯の親族が手続きをする

場合は、省略できます。また、東京都及び板橋区パートナーシップ宣誓の受理証明書などをお持ちの方は、委任状が省略できる場合がございます。詳しくは、課税課税務係（Tel 03-3579-2095）までお問い合わせください。

委任状の様式は区ホームページからダウンロードすることができます。
https://www.city.itabashi.tokyo.jp/tetsuduki/koseki/shomeisho/1001603.html

区HP

プライバシーの保護

各個人には、それぞれ他人に知られたくない情報（プライバシー）があります。とりわけ所得などは最も知られたくないことの一つです。地方税法は、税務職員が知ったプライバシーを漏らすことを禁止し、プライバシーの保護を厳しく定めています。このため、税証明書の発行にあたって、本人確認書類や委任状を持参いただくようお願いしています。ご理解とご協力をよろしくお願いします。

■ 軽自動車税納税証明書

軽自動車税納税証明書には、継続検査を受ける際に使用する継続検査用（車検用）とその他の目的で使用する一般用があります。

（1）申請に必要なもの（継続検査用の場合）

○ 納付してから2～3週間以内に証明書が必要な場合は、領収書（原本）
○ 1か月以内にナンバーを取得したり、名義変更したりした場合は、車検証（コピー可）

申請書にナンバープレートの番号、納税義務者氏名・名称、車検証上の使用の本拠の位置をご記入いただきますので、あらかじめ車検証などでご確認ください。

（2）申請に必要なもの（一般用の場合）

① 本人確認書類
② 手数料　1通あたり300円
（代理人が申請する場合は、）委任状
納付してから2～3週間以内に証明書が必要な場合は、領収書（原本）をお持ちください。

■ 税の証明書の申請場所

○ 各区民事務所　月曜日から金曜日　8時30分から17時まで（年末年始、祝日を除く）
○ 戸籍住民課　本庁舎南館1階
・ 月曜日から金曜日　8時30分から17時まで（年末年始、祝日を除く）
・ 夜間開庁　毎週火曜日　19時まで（年末年始、祝日を除く）
・ 休日開庁日　毎月第二日曜日　9時から17時まで
※夜間開庁と休日開庁日は、即日発行できない場合があります。
○ 課税課税務係　本庁舎北館3階13番窓口
月曜日から金曜日　8時30分から17時まで（年末年始、祝日を除く）
※年度末・年度初め等の繁忙期については、窓口の受付時間が変更しますので、事前にご確認ください。

■ コンビニエンスストアでの税の証明書発行（コンビニ交付サービス）

全国のコンビニエンスストアなどに設置されているマルチコピー機で税の証明書を取得することが可能です。（なお、一部のコンビニエンスストアでは発行できません。）

（1）コンビニ交付サービスをご利用いただける方

① 利用者証明用電子証明書の暗証番号を登録されている方
② 証明する年度の1月1日に板橋区に住民登録があり、かつ申請日現在板橋区に住民登録のある方（板橋区からご転出された方はご利用いただけません。）
③ 所得の申告などをされている方
④ 住所、氏名に規格外の文字が含まれていない方
⑤ 住所、氏名が印刷可能な文字数を超えていない方

（2）コンビニ交付サービスで発行可能な税の証明書

住民税課税（非課税）証明書、納税証明書（現年度・前年度分の2年度分）
○ 毎年6月10日頃に新年度に切り替わります。
○ 住民税が非課税の方は納税証明書を発行することはできません。

（3）必要なもの

① 個人番号カード（利用者証明用電子証明書の暗証番号が登録あたりされたもの）
② 手数料　1通あたり　200円

（4）サービス提供時間

6時30分から23時まで（年末年始・システムメンテナンス日ほか区ホームページに掲載の日を除く）

(5)その他注意事項

○ コンビニ交付サービス発行では、個人番号カード所有者本人分のみ発行可能です。同一世帯の家族分をまとめて発行することはできません。

○ 記載事項が制限された証明書、扶養親族氏名、調整控除額、住民税定額減税控除額が記載された税の証明書はコンビニ交付サービスで発行することはできません。必要な場合は、窓口にてご申請ください。(令和9年1月より一部変更があります。詳細はお問合せください。)

○ 納税額が0円の場合、納税証明書は「納付済額￥0」で発行されます。

○ コンビニエンスストア等で住民税を納付されても反映には約3週間かかります。納付後約3週間以内にその納税の事実が記載された納税証明書が必要な場合は、領収書(原本)を持参のうえ、課税課窓口(本庁舎北館3階13番)、各区民事務所窓口でご申請ください。

■ 住民税の証明書のオンライン申請・郵送請求

住民税の証明書は原則としてご本人に限り、オンラインまたは郵送でもご申請できます。お電話、委任状による代理人からの申請は受け付けておりません。

(1)オンライン申請

株式会社トラストバンクが提供する電子申請システム「LoGo(ロゴ)フォーム」を利用し、以下の申請フォームからオンラインで証明書を申請することができます。

申請には、マイナンバーカードと読み取り機能付きスマートフォンが必要です。

申請フォーム

申請フォームURL　https://logoform.jp/f/g0JXe

(2)郵送請求

郵送でご申請する場合は、次の4点を送付してください。

① 申請書(便せんなどに次の事項をご記入ください)

・現住所、氏名※、生年月日

※ 証明する年度の1月1日以降に姓が変わった方は旧姓も記入してください。

・証明する年度の1月1日現在の板橋区の住所

・日中連絡のつく電話番号

・必要な証明書の年度、証明書の種類、必要通数、使用目的

・申請書は区ホームページからもダウンロードすることができます。

https://www.city.itabashi.tokyo.jp/tetsuduki/koseki/shomeisho/1001692.html

区HP

②1通につき300円分の定額小為替（手数料として）

・無記名で同封してください。（購入後6ヶ月以内のもの）

③返信用封筒

・切手を貼付し、住所、氏名をご記入ください。送付先は原則としてご本人の住所地に限ります。

④本人確認書類の写し（現住所が記載されているもの） 例：個人番号カード、運転免許証など

【送付先】

〒173－8501　板橋区板橋二丁目66番1号

板橋区役所　課税課税務係

注　申請書を送付されてから証明書が到着するまで約10日間お時間をいただきます。

第7章　Q&A

住民税が給与から差し引きされているのに納付書が届いた

Q：私は住民税を給与から差し引きされています。ところが6月に納付書が届きました。二重に課税されているのでしょうか。

A：給与のほかに確定申告をした所得がある場合、全部の所得から計算した税額のうち、給与所得に対する税額分は特別徴収（給与からの差し引き）の方法で、それ以外の分は普通徴収（納付書）の方法で納めていただくことがあります。

住民税が年金から差し引されていたのに納付書が届いた

Q：私は今まで、住民税が年金から差し引かれていました。ところが6月に納付書が届きました。二重に課税されているのでしょうか。

A：板橋区からの転出、年金の支給停止、税額の変更等の理由で、年金からの特別徴収が中止となる場合があります。その場合は、普通徴収の方法で納めていただくことになります。

源泉徴収票と税額通知書の所得額が違う

Q：会社からの令和7年分源泉徴収票と、令和7年度税額通知書の所得金額が違っていますが誤りではないでしょうか。

A：令和7年分源泉徴収票の所得は令和7年1月から令和7年12月までの所得が記入されます。これに対し住民税は前年所得課税の方法をとっているため、令和7年度税額通知書には、令和6年1月から令和6年12月までの所得が記入されます。したがって令和7年分源泉徴収票の所得金額は、令和8年度税額通知書の所得と同じになります。

年の途中で転入した場合の課税地と証明書の発行について

Q：私は令和8年1月15日にA市から板橋区に転入して来ました。令和8年度の住民税はどちらに納めるのでしょうか。また住民税の証明書はどちらに請求するのでしょうか。

A：A市で課税され、A市に納めることになります。住民税は課税年度の1月1日に住んでいるところで課税されることになっているためです。また、令和8年度の住民税の証明書は、A市で発行することになります。

昨年退職したが、納税通知書が届いた

Q：私は令和7年の12月末に退職し、住民税も清算しました。しかし、令和8年6月に納税通知書が届きました。どうしてでしょうか。

A：住民税は所得税とは異なり、前年所得課税方式をとっており、令和8年度の住民税は令和7年中の所得に対して課税されます。会社で行う特別徴収では、令和6年中の所得に対する令和7年度分の住民税を、令和7年6月から令和8年5月までに納めます。12月に退職した際には、令和8年1月から令和8年5月分まで（令和7年度住民税）を清算しました。令和7年分の所得に対する納税通知書は令和8年度分として6月に届くことになります。

パート収入について

Q：パートで働いていますが、どれくらいの収入から課税されるのでしょう。また、夫の税金にはどのように影響するのでしょうか。

A：パート収入は給与所得として取り扱われ、収入が160万円を超えると所得税がかかります。住民税は、110万円を超えると課税されます。
一方、夫の税額に影響する配偶者控除は、妻の収入が123万円まで認められます。配偶者特別控除は妻の収入が2,015,999円以下の場合、その金額と夫の合計所得金額に応じて認められます（ただし、夫の合計所得金額が1,000万円以下の場合）。

障害者手帳がなくても、障害者控除は受けられるか

Q：父は70歳ですが、数年前から認知症の症状がでており、介護なしでは生活できません。障害者手帳は持っておりませんが、障害者控除を受けることができますか。

A：65歳以上の高齢者で障がい者と同等の障がいのある方は、介護保険課認定係、各福祉課（福祉事務所）等で障がい者控除対象者認定書の交付を受ければ、障害者控除を受けることができます。

ふるさと納税の上限額の目安を知りたい

Q：ふるさと納税の上限額の目安は、どのようにすればわかりますか。

A：ふるさと納税を行った時点ではその年の所得額や控除額が確定しておらず、正確な限度額を計算することは困難であるため、区役所で個別にお答えすることはできかねます。総務省のホームページ「ふるさと納税ポータルサイト」などをご参照のうえ、ご自身で試算をお願いいたします。

板橋区の住民税は高いのか

Q：昨年A市から板橋区へ転入しましたが、住民税が今までより高いのはどうしてでしょうか。

A：全国の市区町村で同じ税率を使用していますので、原則、転出入によって税額が変わることはありません。所得金額が前年よりも増えたか、または控除が減ったためと考えられます。

巻末　窓口のご案内

■　板橋区役所

所在地｜〒173-8501　東京都板橋区板橋二丁目66番1号
開庁日｜月曜日から金曜日　8時30分から17時まで（年末年始、祝日を除く）

各担当窓口

○ 住民税の申告、相談	課税課課税第一～四係（北館3階12番窓口） Tel　03-3579-2101
○ 軽自動車税の相談、 原動機付自転車の登録、廃車	課税課税務係（北館3階13番窓口） Tel　03-3579-2095
○ 課税（非課税）、納税証明書の発行	課税課税務係（北館3階13番窓口） Tel　03-3579-2095 戸籍住民課　南館1階窓口、各区民事務所
○ 住民税、軽自動車税納付相談	納税課（北館3階11番窓口） Tel　03-3579-2138

■ 区民事務所

○仲町区民事務所　〒173-0022 板橋区仲町20番5号
Tel 03-3959-4105

○常盤台区民事務所　〒174-0071 板橋区常盤台三丁目27番1号
Tel 03-3967-6711

○志村坂上区民事務所　〒174-0051 板橋区小豆沢二丁目19番15号
Tel 03-3969-7571

○蓮根区民事務所　〒174-0043 板橋区坂下二丁目18番1号
Tel 03-3969-7581

○下赤塚区民事務所　〒175-0092 板橋区赤塚六丁目38番1号(赤塚庁舎内)
Tel 03-3938-5110

○高島平区民事務所　〒175-0082 板橋区高島平三丁目12番28号
Tel 03-3938-1191

■ 都税の問合せ

○固定資産税、不動産取得税、評価証明、公課証明、無資産証明など
板橋都税事務所 〒173-8510 板橋区大山東町44番8号 Tel 03-3963-2111

○個人事業税、法人事業税、地方法人特別税、法人住民税など
豊島都税事務所 〒171-8506 豊島区西池袋1丁目17番1号 Tel 03-3981-1211

○普通自動車税
都税総合事務センター 〒176-8517 練馬区豊玉北6丁目13番10号
Tel 03-3525-4066(東京都自動車税コールセンター)

■ 国税の問合せ

所得税、相続税、贈与税、消費税、納税証明書その1・その2など
板橋税務署 〒173-8530 板橋区大山東町35番1号 Tel 03-3962-4151

より良い区へ私たちの明日のために―

区税ガイドブック

令和8年度版

令和8年度　作成
編集・発行　　板橋区総務部課税課
〒173-8501　板橋区板橋二丁目66番1号
Tel　03(3579)2095

刊行物番号
R08－83

再生紙を使用しています。